

# 「福島相双地域における持続可能な地域公共交通運行モデル構築と展開支援業務」 に係る募集要項

2026年3月  
公益社団法人  
福島相双復興推進機構  
産業創出グループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）では、福島相双地域における持続可能な地域公共交通運行モデル構築と展開支援業務を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

## 1. 事業の目的（概要）

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「当機構」という。）は、福島相双地域（※1）の事業者の方々の事業・なりわい再建を目的に設立され、以降、事業者の方々へのコンサルティング支援の他、自治体へのまちづくり支援、福島相双地域の社会課題解決を目指した新しい技術・仕組みの実証・実装に向けた取組等を行っている。

東日本大震災及び福島第一・第二原子力発電所事故以降、福島相双地域では多くの社会課題が顕在化しており、特に交通課題は喫緊度と深刻度が高い。具体的には、この地域への帰還者は高齢者比率が高く、自身で自動車の運転をしない、代わりに運転する家族や親族も近くにいないといった状況下で移動困難が発生。地域の足となるべきバスやタクシー等の公共交通も、ドライバー不足や収益確保困難等の事情で、営業時間の短縮や運行台数・頻度の低下を余儀なくされている。しかしながら、交通利便性が向上しなければ、住民帰還や移住のハードルとなるばかりか、飲食店をはじめとした事業者のなりわい再建、特にナイトタイムエコノミーの活性化が遅滞、ひいてはこの地の復興にブレーキがかかることとなる。このような問題意識に基づき、当機構は、2024年から福島相双地域における住民・来訪者の交通利便性の向上に向け取り組み始め、自治体担当者など関係者との情報共有や関係構築、補助金等支援策に関する情報提供、ライドシェア等をテーマとしたセミナーの開催、複数の基礎自治体による協働での交通施策・交通サービスの提案等を実施してきた。

こうした取組により、関係者間での交通に関する現状・課題感の把握及び意識共有や、制度に関する知見向上、公共交通の広域連携に関して意識醸成等の点において前進があり、利便性向上のための具体的な改善に繋がる素地ができた。

今後は、公共交通の広域連携に向けて取り組みの具体化を図り、地域内に展開支援業務できるようにモデル化していくために、これまで以上に深く関係者を巻き込み協働していく必要がある。

以上に鑑み、本事業では、福島相双地域の復興加速化に向けて、詳細な調査・分析に基づき、運行モデルを策定し、それに沿った対応策・改善策（※2）をさまざまな関係者と協働しながら実行することで、福島相双地域の住民・来訪者の交通利便性を向上させることを目的とする。（※3）

（※1）本仕様書における「福島相双地域」とは、東日本大震災により被災し、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）をいう。

（※2）本仕様書における「対応策・改善策」は、交通施策・交通サービスの新規導入・改善とその実現に資する取組の両方を含む。

（※3）本事業の目的の対象地域は福島相双地域であるが、自治体事情や移動ニーズの範囲等により、全対象地域を網羅しない可能性や周辺地域を含める可能性もある。

## 2. 事業内容

### （1） 件名

福島相双地域における持続可能な地域公共交通運行モデル構築と展開支援業務

### （2） 業務内容等 別添仕様書による

### （3） 業務期間 委託契約締結日～2027年3月26日

### （4） 納入場所 〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号セントランドビル 公益社団法人 福島相双復興推進機構

## 3. 応募資格

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤当機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に当機構との契約を解除されている者ではないこと。
- なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が企画提案書を提出してください。（ただし、幹事法人が事業の全てを他の法人に再委託することはできません。）

#### 4. 契約の要件

- (1) 予算規模： 19,910,000円（税込）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当機構と調整した上で決定することとします。

#### 5. 応募手続き

##### (1) 募集期間

募集開始日：2026年3月19日（木）

締切日： 2026年4月24日（金）12時（正午）必着

##### (2) 質問期限及び回答方法

質問期限：2026年3月30日（月）12時（正午）まで

下記問い合わせ先へ電子メール（様式3に記載）により質問してください。

回答予定：2026年4月1日（水）以降

弊機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載します。

##### (3) 提案可否の回答期限及び回答方法

2026年4月7日（火）17時まで、下記問い合わせ先へ電子メール（様式任意）により回答してください。

##### (4) 応募書類

###### ① 以下の書類を（5）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 見積書（書式任意）
- ・ 企画提案書（書式任意）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 直近3期の財務諸表

###### ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

###### ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

###### ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

##### (5) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して申請してください。

※1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となります。10MBを超える場合は、複数回に分けて送信してください。

##### (6) 秘密保持

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

#### 6. 審査について

##### (1) 審査方法

審査にあたっては、当機構内で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

## (2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 3. の応募資格を満たしているか。
- ② 「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

## (3) 委託候補先の決定及び通知について

委託候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

## 7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

委託候補先とされた申請者について、当機構と申請者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後事業開始となります。

## 8. 提案書・見積書に記載すべき事項

### (1) 提案書

- ① 事業の目的、内容、および実施方法
  - 1 事業目的
  - 2 事業内容
  - 3 事業実施方法
- ② 事業実施計画
  - 1 事業実施計画
- ③ 事業実施体制
  - 1 事業実施体制・役割分担
  - 2 組織としてのネットワーク・人的基盤
  - 3 事業従事予定者の専門性、類似事業実績
  - 4 業務遂行のための経営基盤・管理体制

### (2) 見積書

見積書（様式 2）を参考に、次の項目を明記すること。

- ① 作業項目
- ② 工数（単位：時間又は人日 等）
- ③ 費用
- ④ 再委託（外注費）
- ⑤ 一般管理費

※事業実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。

※再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託先の名称・経歴、業務内容等）を明確に記載すること。

※一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以内とし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を記載すること。

## 9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号セントランドビル4F

公益社団法人 福島相双復興推進機構総務調整グループ業務調整部契約管理課

担当：高橋、綿引

E-mail : kikou-koubo\_r5-3@fsr.or.jp

お問い合わせは、基本的に電子メールでお願いします。

件名に「福島相双地域における持続可能な地域公共交通運行モデル構築と展開支援業務」に関する質問の旨を明記してください。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

2026年度「福島相双地域における持続可能な地域公共交通運行モデル構築と展開支援業務」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	